



# IFRS news

April 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

## リース会計の将来 — 今後の見通し

国際会計基準審議会 (IASB) と財務会計基準審議会 (FASB) が共同で作成したディスカッション・ペーパーが先月公表されましたが、これにより、リース基準がコンバージェンスされ、すべてのリース取引の会計処理に重要な変更をもたらす可能性があります。これについて PwC のグローバル・アカウンティング・コンサルティング・サービス (ACS) のディレクターである Marian Lovelace が解説します。

当ディスカッション・ペーパー「リース: 予備的見解」では、借手側の会計処理に対する大幅な変更を提案しています。貸手側の会計処理については、両審議会が現在行っている収益認識プロジェクトで取り扱っています。当ディスカッション・ペーパーには、貸手側で生じうる疑問点および検討事項に関するハイレベルの概観が示されていますが、予備的見解は含まれていません。

借手側の会計処理に対する当該リースプロジェクトの方向性は、明らかです。両審議会は、暫定的に使用権モデルを採用しています。使用権モデルでは、借手側に対して、リース資産を使用する権利を資産として認識し、同時にリース料の支払義務を負債として認識することを求めています。国際会計基準第 17 号 (IAS 第 17 号)「リース」に規定されているオペレーティング・リースの会計処理は撤廃されます。借手は、すべてのリース取引について、現在ファイナンス・リースに適用される会計処理と類似の方法で資産および負債を計上します。

両審議会は、少額で短期間のリース取引には費用対効果の懸念が生じることを認識しつつも、当ディスカッション・ペーパーでは予備的見解を示していません。少額のリース取引を新基準の対象から外すという考え方に対して、審議会の一部のメンバーは難色を示しています。というのは、単独では少額のリース取引であっても、合算すると多額となる場合があるからです。そのような例外規定の実施にあたっては、何らかの明確な基準値を設定する必要があるかもしれません。IASB は、現行の IAS 第 17 号にあるような基準値の使用は否定しています。

両審議会は、多くのリース契約に共通して見られるいくつかの特徴 (例えば変動リース料) の取扱いについて、共通の見解を示すに至っていません。この結果、当ディスカッション・ペーパーに複数の代替案を示しており、財務諸表の作成者、利用者および監査人からの意見を募集しています。両審議会が暫定的に 1 つの見解に合意したとしても、当ディスカッション・ペーパーで生じうる矛盾を識別し解決するには、他の論点の協議とともに、更なる時間が必要と思われる。

### PwCの見解

現行のリース会計は、貸借対照表上でリース取引を認識する際に「オールオアナッシング (全部かゼロか)」型のアプローチを採用していますが、これにより、類似する経済実態をもつ取引間で大きく異なる会計処理が生じることとなります。PwC は、両審議会の新しいリース会計基準アプローチのおおむねの方向性を支持します。

### 潜在的な影響

提案されるアプローチは、不動産、製造装置、発電施設、航空機、船舶など主要な資本項目のリース取引の借手に最も大きく影響します。しかしながら、コンピューター機器、コピー機、オフィス用家具、車両などのリース取引の借手を含め、実質的にあらゆる企業に影響を及ぼします。提案されるアプローチの適用は、実務的には、少額の品目 (車両のフリート契約など) を大量にリースしている企業に最も大きく影響する可能性があります。

提案されるアプローチでは、最新の見積り(更新オプションの行使の可能性、および借手が更新リース期間にわたって支払う見込みの変動リース料の金額を含む)に基づいて、貸借対照表日ごとにリース債務を再測定することを要求しています。リース債務の再測定値は、変動の性質に応じて、損益もしくは使用権資産のいずれかに対する調整額として反映されます。この取扱いは現行アプローチよりも煩雑です。現行アプローチでは、リース会計はリース開始日に設定され、その後はリース取引の変更または期間延長の場合にのみ修正されます。

使用権モデルは、財務制限条項や報酬契約に直接関連する多くの項目を含め、財務諸表の表示および財務測定基準に影響します。例えば、現在オペレーティング・リースとして取り扱われているリースについて以下が起こります。

- 貸借対照表に、使用権資産およびリース債務を「グロス・アップ」する。
- 費用認識パターンが変わる。定額法を採用した場合に比べ、リース費用はリース取引の初期段階では高くなり、後期には低くなる。
- 支払賃料が支払利息および償却費(いわゆる「below-the-line」費用)に置き換えられるため、EBITDAが増加する。

リースに関する経済的判断は、今回提案された改訂基準によって変更されることとなります。経営者は、「リースか購入か」の判断を再度見直す必要があるかもしれません。

#### 概観

- IASBとFASBは、ほぼすべての企業に影響するリース会計に関するディスカッション・ペーパーを公表した。
- 当提案では、オペレーティング・リース会計を撤廃している。すべてのリース取引に、現在ファイナンス・リースに適用される会計処理と類似の取扱いが適用される。
- 両審議会は、2010年に公開草案を公表する予定。最終基準は2011年以降に公表される見通し。
- 経営者は、提案されたアプローチが自社の事業活動、財務諸表の表示、主要な財務測定基準、内部統制およびリース会計システムに与える影響を検討する必要があります。

多くのリース取引が長期であること、そして比較可能性への要望を考えると、現存のリース取引を新会計基準の適用除外とする可能性は低いと考えられます。経営者は、たとえ基準の発効日前であっても、長期リース取引の交渉の際には、生じうる変更による影響を検討する必要があります。

#### 実施日程

当ディスカッション・ペーパーは2009年3月19日に公表されました。このディスカッション・ペーパーに対するコメントの募集期限は2009年7月17日です。両審議会は、寄せられたコメントについて検討し、特定の論点に関する議論を重ね、新しい基準に関する公開草案を2010年前半に公表することを目指しています。

両審議会は、発効日と経過措置についてまだ討議していませんが、最終基準を2011年に公表する予定です。

リースに関するIFRSニュース別冊と、リースに関するPwCのIFRSブログ [www.pwc.blogs.com/ifrs](http://www.pwc.blogs.com/ifrs) もご覧ください。

#### 主な規定

- 借手は、リース資産を使用する権利を資産として認識し、同時にリース料の支払義務を負債として認識する。
- 当ディスカッション・ペーパーでは、少額で短期間のリース取引については予備的見解を示していない。
- 両審議会は、リース契約に見られるいくつかの特徴(変動リース料など)に対する代替的取扱いを提案している。
- 当提案は、主要な資本項目のリース取引の借手に最も大きく影響する。しかしながら、提案されたアプローチの適用は、実務的には、少額の品目(コンピュータなど)を大量にリースしている企業に最も大きく影響する可能性がある。

- 借手は、最新の見積りに基づいて、貸借対照表日ごとにリース債務を再測定する。この再測定値は、損益か使用権資産のいずれかに対する調整額として反映される。この取扱いは、現行アプローチよりも煩雑なものとなる。
- 使用権モデルは、財務諸表の表示および財務測定基準に影響する。
- 経営者は、「リースか購入か」の判断を再度見直す必要があるかもしれない。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.